

## 【県内初】早出遅出勤務の本格実施について

### 1 趣 旨

本市は、平成 27 年度に国家公務員の取組を参考に「夏の生活スタイル変革」(朝型勤務)を試行実施し、平成 28 年度においては、出退勤時間のさらなる弾力化を図り、勤務時間の前倒しだけでなく、後倒しも加えた「職員の希望(私的な事由)に基づいた早出遅出勤務」を試行実施したところです。

これら試行結果と現状分析等を踏まえ、次の 3 つの観点から本取組が全ての職員のワーク・ライフ・バランス及び働き方改革の後押しになるものと期待できることから、活力ある組織の実現と効率的な業務運営の推進によるさらなる市民サービスの向上を図るため、本年 7 月から通年による本格実施を行うこととします。

#### 働き方改革のための意識改革・仕事改革

本取組は、職員自らが出退勤時間を選択することから、勤務時間内で効率的・計画的に業務を遂行する意識を高め、生産性を向上させることで、時間外勤務の縮減やそのための仕事の進め方の改革につながる取組として期待できるものです。

早出・遅出勤務を実施した職員の平成 28 年度の時間外勤務時間数について、前年度同月比で約 23%縮減されました(7月・8月勤務分を比較)。

#### 仕事と生活の両立支援

本取組によって、育児や介護、趣味や自己啓発、地域活動やボランティア活動等といった、個人のライフスタイルやライフステージに応じた柔軟な働き方が可能になるなど、仕事と生活の両立を支援する取組として効果が期待できるものです。

実際に実施した職員からは、有意義であったとの声が多く寄せられました。

#### 育児や介護等をしながら活躍できる職場環境の整備

本取組は、勤務時間を確保しながら(=職責を果たしながら)かつ、余暇(育児や介護等)の時間も作り出す工夫として取り組むものであり、出産・育児・子育て・介護の各ステージにおいて、男女を問わずキャリア形成も見据えた働き方ができる取組として期待できるものです。

## 2 実施内容

### (1) 対象職員

通常の勤務時間（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）により勤務する正規職員（再任用フルタイム職員含む。）ただし、交替制勤務職員等業務の性質上実施が困難な職員及び地区センターに勤務する職員は、対象外とします。

### (2) 勤務時間等

早出遅出勤務を希望する職員が、勤務時間を次の区分から選択します。

区分	勤務時間	休憩時間
早出	午前 7 時 30 分から午後 4 時 15 分まで	午後 0 時から 午後 1 時まで
早出	午前 7 時 45 分から午後 4 時 30 分まで	
早出	午前 8 時 00 分から午後 4 時 45 分まで	
早出	午前 8 時 15 分から午後 5 時 00 分まで	
遅出	午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで	
遅出	午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分まで	
遅出	午前 9 時 15 分から午後 6 時 00 分まで	
遅出	午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分まで	

開庁時間（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）は、変更しません。

## 3 昨年度の試行結果等

(1) 実施期間 平成 28 年 7 月 4 日（月）から平成 29 年 2 月 24 日（金）まで

(2) 対象職員 上記 2 (1)と同じ

(3) 実施状況

- ・実施率 14.6%（実施職員数 69 人 / 制度対象職員数 474 人）
- ・勤務時間別 早出勤務と遅出勤務の割合は、早出が約 75%、遅出が約 25%
- ・目的別

区分	延べ実施職員数	構成比
子育てのため	109 人	29.6%
医療機関の受診のため	52 人	14.1%
心身のリフレッシュのため	50 人	13.6%
地域活動やボランティアのため	41 人	11.1%
家族との団欒のため	33 人	9.0%
文化活動や趣味のため	19 人	5.2%
自己啓発のため	7 人	1.9%
介護のため	3 人	0.8%
その他	54 人	14.7%
合計	368 人	100.0%

事務担当 人事課

電話 5 1 - 6 6 2 2